

民法総合3 2006年度試験問題

松岡久和・横山美夏

次の設例を読み、下記の問い(1)(2)に答えなさい。

製造業を営むA株式会社は、取引先のB株式会社との間で新製品の開発を計画した。当初は共同事業として双方が出資し、ベンチャー会社を立ち上げてそこに開発させるという案も有力であったが、最終的には、Bが自社単独で開発事業を行うことにし、AがBに開発資金を融資する形態を取るようになった。

そこで、2005年4月15日、Aは、6000万円を、期間1年、利息年5%、元利一括返済の約定でBに貸し付けた（以下、元本返還債権と利息支払債権をまとめて「 α 債権」という）。そして、Aは、この α 債権を担保するため、Bが所有する甲土地（時価4000万円）と、C（Bの代表取締役の兄）が所有する乙土地（時価4000万円）に、それぞれ第1順位の抵当権の設定を受け、同月20日、抵当権設定登記を備えた。また、Bの代表取締役の弟であるDが、 α 債権について、AB間の金銭消費貸借契約書の末尾に署名する形で、連帯保証人となった。

同年9月20日、Bは、甲を駐車場に使用する目的、期間を2008年9月末日まで、地代を年200万円、敷金を500万円とする約定で、Eに賃貸する契約を結んだ。ただし、地代の支払方法は、2005年9月分から2006年3月分までを端数を切り捨てて100万円とし、契約締結時に敷金と共に支払う。2006年4月分から2007年3月分までは2006年3月末に200万円、2007年4月分から2008年3月分までは2007年3月末に200万円、2008年4月分から9月分までは2008年3月末に100万円をそれぞれ支払うものとされた。Eは、この約定に従い、同月30日、甲の引渡しを受け、地代と敷金の合計600万円をBに支払った。

2005年12月26日、Aは、開発途上の新製品の試作品を1000万円でBから購入したが、その際、代金の支払いは翌年3月31日と定められた（この債権を「 β 債権」という）。

2006年3月1日、業績が不調に陥ったAは、経営資金を調達するため、 α 債権を4800万円でF株式会社に売却し、即日代金を銀行口座への入金形で受領した。この債権譲渡については、同月2日に、Fが、Bに対して、 α 債権を譲り受けた旨の通知をファックスで送信したところ、Bは、譲渡を異議なく承諾する旨の返信をFに送った。しかし、CとDには、何の連絡も行われていなかった。この当時、Bの新製品開発事業は難航しており、Bも経営資金調達に困難を感じていたが、Bは、それをFに告げることはなかった。同月28日、BはEに懇願して、駐車場の地代を年額150万円に減額することと引き換えに、契約期間中の地代の合計375万円を前払いしてもらった。業務不振が続いていたAは、同月31日に β 債権の弁済をしなかった。現時点は2006年7月28日である。

(1) 2006年4月20日、Fは、Dに対し、6000万円と利息の支払いを請求した。Fは、Dから6000万円とその利息の支払いを受けることができるか。Fが自らの請求を基礎づけるために主張・立証すべき事実を示し、次いで、Dがなしうる主張を検討しなさい。

(2) (1)と異なり、Fが、連帯保証債務の履行請求をせず、乙を競売したとする。この場合、乙の所有権を失ったCは、誰に対して、どのような法的手段をとることができるか。

なお、抵当権の実行としての競売の場合、各不動産は時価で売却されたものとし、手続費用は考慮しないこととする。